

平成30年4月より 中間前金払制度を導入します

建設業を取り巻く厳しい経営状況をふまえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、平成30年4月から下記のとおり中間前金払制度を導入しますのでお知らせします。

記

1 制度の概要

- これまでの着工時の前金払（契約金額の40%以内）に加え、次の要件を満たす場合に、保証事業会社の保証を条件に、契約金額の20%以内を追加で前金払します。
なお、前払金との合計額は契約金額の60%以内とします。
- これまでの部分払と中間前金払を、受注者が契約時に選択できます。**（部分払が対象となる工事の場合）**
なお、部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合も、部分払を請求することはできません。

要件

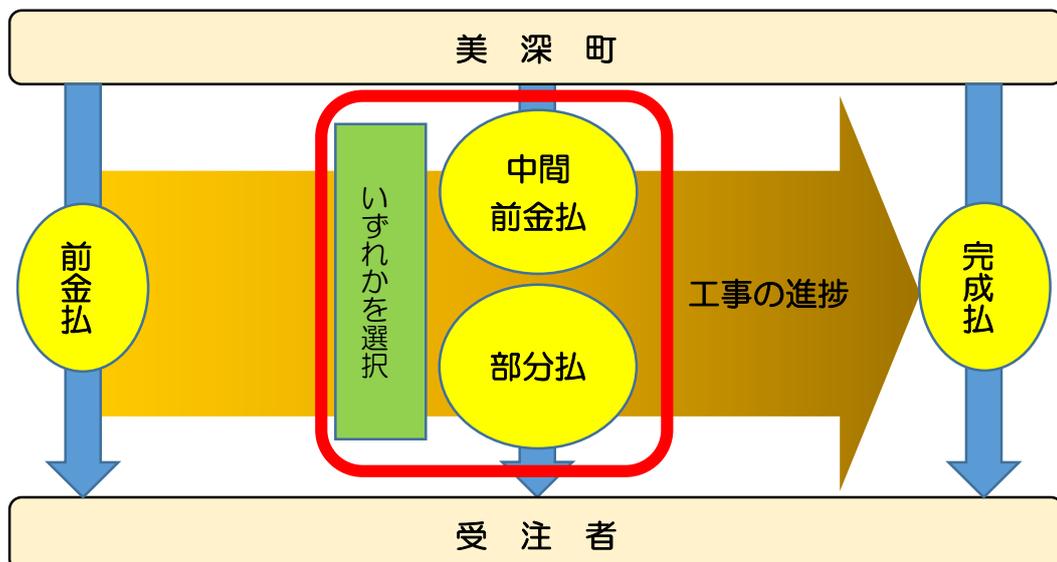
- ① 予定価格が300万円以上で、工期が90日以上のものであること
- ② 既に前金払（契約金額の40%以内）の支払いを受けていること
- ③ 工期の2分の1を経過していること
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- ⑤ 既に行われた工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上に達していること

※①～⑤の全ての要件を満たすことが必要です。

【中間前金払の主なメリット】

- ・比較的簡単な手続きで工事代金が受け取れます。（部分払のような出来高検査は不要です。）
- ・出来高検査による現場の中断を回避できます。

《制度イメージ》



2 手続き

(1) 「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」の提出

受注者は、中間前金払と部分払のいずれの支払を受けるか選択し、町に届け出ます。

※ 部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合も、部分払を請求することはできません。

※ 部分払が対象とならない工事の場合は、提出の必要はありません。

(2) 「中間前金払認定申請書」、「工事履行報告書」等の提出

受注者は、町が求める資料一式を揃えて、要件を満たしていることの確認を、町に申請します。

(3) 「中間前金払認定通知書」の交付

町は、認定申請書に基づき要件を満たしているかを確認し、受注者に認定通知書を交付します。

※ 部分払いのような出来高検査は行いません。ただし、提出資料に疑義がある場合は追加資料の提出等を求める場合があります。

(4) 保証事業会社への中間前金払保証の申込み

受注者は、保証事業会社に中間前金払保証の申込みをし、保証証書の発行を受けます。

(保証事業会社への申込みには、町が交付した「中間前金払認定通知書」が必要です。また、所定の保証料がかかります。)

(5) 中間前金払の請求書の提出

受注者は、保証事業会社が発行した「中間前金払保証証書」を添えて、中間前金払の請求書を提出します。

(6) 中間前払金の支払

町は、受注者に中間前払金を支出します。